

(様式2)

京丹後市都市計画マスタープラン（案）の概要

1 趣旨

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に定められている「市町村の都市計画に関する基本的方針」であり、長期的・広域的な観点から、京丹後市における将来の都市像を明確にし、まちづくりの目標や土地利用の在り方などの基本的な方針を示すものです。

全国的に人口減少や少子高齢化が進む中で、本市においても今後人口減少が続くことを想定し、その現実に対応するための総合的な対策が必要です。一方で、山陰近畿自動車道「京丹後大宮インターチェンジ」が平成28(2016)年10月に開通し、その後の延伸を控え、国内各地との「時間距離」が短縮され、より一層の地域活性化が期待されます。

また、自然災害の頻発・激甚化など本市を取り巻く様々な環境の変化に対応し、本市のまちづくりに関わるすべての主体の協働のもと、本市が将来にわたって持続的に発展するため、「京丹後市都市計画マスタープラン」を改定するものです。

2 概要

序章 都市計画マスタープランとは

1 都市計画マスタープラン改定の目的

人口減少・少子高齢化の進行や社会環境の変化に対応し、将来にわたり持続可能なまちづくりの方向性をしめすため改定するもの。

2 都市計画マスタープランの位置づけ

3 都市計画マスタープランの計画対象区域

都市計画区域外を含む市全域を計画対象区域とする。

4 都市計画マスタープランの構成

5 都市計画マスタープランの計画期間

令和8年度から令和17年度までの10年間とし、概ね5年後を目途に必要な応じて見直す。

第1章 京丹後市の現況とまちづくりの課題

1 社会の潮流

- (1) 人口減少の進行
- (2) デジタル技術の発展
- (3) ライフスタイルと価値観の多様化
- (4) 安全安心に対する意識の高まり
- (5) 持続可能な開発目標(SDGs)の活用
- (6) 広域連携、公民連携による効率的な行政運営

2 市の概況

- (1) 位置・地勢
- (2) 沿革
- (3) 人口・世帯数の推移

(様式2)

- (4) 産業
- (5) 道路・交通
- (6) アンケート調査

3 上位・関連計画の整理

4 まちづくりの主要課題

- (1) 人口減少を見据えた持続可能なまちづくりが必要
- (2) 広く分散する居住地での豊かな暮らしを育むまちづくりが必要
- (3) 広域交通軸の整備と移動環境が充実したまちづくりが必要
- (4) 産業・地域経済の発展に向けたまちづくりが必要
- (5) 災害に対する安全なまちづくりが必要

第2章 全体構想

2-1 都市の将来像

1 基本理念

自治と協働によって進めるまちづくり

2 将来都市像

(1) 将来都市像

～大動脈とつながる大交流のまち 京丹後～

多極ネットワークによる「多彩で強靱な一体型のまちづくり」

(2) まちづくりの5つの目標

- ア 拠点の形成と連携による暮らしやすく魅力のあるまちづくり
- イ それぞれの居住地で豊かに住み続けられるまちづくり
- ウ 道路・交通ネットワークの充実による賑わいや活力のあるまちづくり
- エ 強みを活かし産業・地域経済の発展に向けたまちづくり
- オ 誰もが安全で安心して過ごせるまちづくり

(3) まちづくりの方針体系図

3 将来人口

4 将来の都市構造

- (1) 拠点の形成
- (2) 軸の形成

2-2 まちづくりの方針

1 土地利用の方針

地域特性を活かし、都市拠点と地域拠点を形成し、拠点を「核」としたネットワーク、高速道路によるアクセス性を活用し、観光・交流の推進を図る。

都市的土地利用と自然的土地利用の調和を図り、持続可能で質の高い都市構造を目指す。

- (1) 都市的土地利用の方針
- (2) 自然的土地利用の方針

2 拠点の形成方針

人口減少下においても市民生活の利便性確保と市域全体の持続的な発展を図るため、都市拠点と6つの地域拠点を形成し、それぞれの役割分担と相互補完により、

(様式2)

持続可能で魅力あるまちづくりを進める。

- (1) 市街地の方針
- (2) 拠点エリア・中心点

3 軸の形成方針

道路と公共交通のネットワーク整備により、人・モノ・ことの流動、アクセス性、防災性を向上させ、総合計画で掲げる「大交流のまちづくり」と「多極ネットワークによる一体型のまちづくり」の具体化を図る。

- (1) 道路の方針
- (2) 公共交通の方針

4 都市基盤整備の方針

市民の安全・安心な生活及び都市機能の維持・向上、並びに福祉や公共サービスの充実を図る上でも、地域の持続的な発展と雇用機会を創出する企業立地や事業用地の確保等産業基盤の整備を推進する。

- (1) 産業振興の方針
- (2) 住環境の整備
- (3) 上下水道の方針
- (4) 河川等の方針
- (5) 一般廃棄物処理の方針
- (6) 火葬場の安定的かつ効率的な運営

5 都市機能施設の方針

誘導施設について、市域の各エリアにおける人口や経済活動のほか公共交通へのアクセス等を勘案して、都市拠点・地域拠点・その他市域における必要な施設を設定し、その誘導を図る。

- (1) 都市機能の誘導
- (2) 医療・福祉・文化・教育
- (3) 公園

6 自然・景観と地域資源の活用の方針

山陰海岸ユネスコ世界ジオパークの自然環境や歴史文化資産を、地域資源として保護・保全し、通年型観光地として魅力を高め、交流人口拡大と地域経済の活性化を図ります。さらに脱炭素の推進により、良好な地域資源の将来継承を目指す。

- (1) 地域資源の保全・活用方針
- (2) 環境保全の方針
- (3) 景観形成の方針

7 防災の方針

国・府と連携し、水害や土砂災害を抑制・軽減するための都市基盤整備を推進するとともに、消防・救急体制の充実と災害拠点機能の強化を図る。災害リスクの高い地域で土地利用をコントロールし、安全な地域へ居住や都市諸機能を誘導することで、市民の安全確保を図り、被害を最小化する強靱なまちを目指す。

- (1) 防災の方針
- (2) 消防整備の方針

(様式2)

第3章 地域別構想

3-1 地域区分

第3次京丹後市総合計画に基づき、都市計画区域外も含む市全域の地域づくりの基本方針を示す。地域別構想では、自然条件や土地利用、交通軸、生活圏を考慮し、6つの地域に区分する。

3-2 地域別構想

地域別構想は、全体構想と整合を図りつつ、地域特性などを踏まえ、地域の視点からまちづくりの方針と、地域住民と行政の協働による取組を示す。個別の事業は、都市計画マスタープランとの整合に留意しながら、策定・改定を図るものとする。

- 1 峰山地域 (地域の概要 / 拠点方針 / 地域の土地利用方針・取組)
- 2 大宮地域 (地域の概要 / 拠点方針 / 地域の土地利用方針・取組)
- 3 網野地域 (地域の概要 / 地域拠点方針 / 地域の土地利用方針・取組)
- 4 丹後地域 (地域の概要 / 地域拠点方針 / 地域の土地利用方針・取組)
- 5 弥栄地域 (地域の概要 / 地域拠点方針 / 地域の土地利用方針・取組)
- 6 久美浜地域 (地域の概要 / 地域拠点方針 / 地域の土地利用方針・取組)

第4章 計画実現に向けた方策

本マスタープランのまちづくりを進めるためには、さまざまな制度や手法を用いた取組が必要。まちの活性化と誇りある地域を創造するためには、それぞれの担い手が、その立場に求められる役割と責任を理解し、力を発揮する事が重要。このため、市民・事業者・行政が目標を共有し、協働で本マスタープランの実現を目指す。

1 都市計画法等に基づくまちづくりの推進

- (1) 都市計画の体系
- (2) 土地利用
- (3) 都市施設
- (4) 立地適正化計画の策定
- (5) 関連計画と一体的な施策・事業の推進
- (6) 国・府等の関係機関との連携強化

2 協働のまちづくりの推進

- (1) まちづくりの情報の共有化
- (2) 新たな地域コミュニティによる地域づくり
- (3) 公民連携の推進

3 進行管理と見直し

概ね5年後を区切りに、PDCAサイクルによる進行管理を行い、柔軟かつ計画的にまちづくりを展開する。